

—資料—

●保守点検回数の特例……………(法施行規則第6条)

1. 浄化槽に関する法第十条第一項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式及び13号型(新構造型含む)	1. 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2. 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
活性汚泥方式		1週
回転板接触方式 接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週
	2. スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(1. に掲げるものを除く。)	2週
	3. 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

2. 環境大臣が定める浄化槽については、前第二項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。

3. 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補充は前第三項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

4. みなし(単独)浄化槽に関する法第十条第一項の規程による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばっ気方式	1. 処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月
	2. 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月
	3. 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月
分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式、単純ばっ気方式、	1. 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2. 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月
	3. 処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		6月

●清掃回数の特例……………(法施行規則第7条)

法第十条第一項の規定による清掃回数は、全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね六カ月に1回以上とする